様式第13号(第24条の2の2第4項関係)

**専門業務型裁量労働制に関する協定届**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業の種類 | | 事業の名称 | | | | 事業の所在地（電話番号） | | 協定の有効期間 | | |
| ソフトウェアの開発 | | 株式会社　○○○○ | | | | 渋谷区南平台町〇－〇－〇  （　　00-0000-0000　　） | | 〇年４月１日から  〇年３月３１日まで | | |
| 業務の  種類 | 業務の内容 | 該当  労働者数 | 1日の所定労働時間 | 協定で定める1日のみなし労働時間 | 労働者の健康及び福祉を  確保するために講ずる措置 | | 労働者の労働時間の  状況の把握方法 | | 労働者からの苦情の  処理に関して  講ずる措置 | |
| ① | 新商品若しくは新技術の研究開発の業務 | １０名 | ８時間 | ８時間 | ④働き過ぎの防止の観点から、年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めて、その取得を促進する｡  ⑥把握した対象労働者の勤務状況（労働基準法第３８条の３第１項第４号に規定する労働時間の状況を含む。以下同じ。）およびその健康状態に応じて、代償休日または特別な休暇を付与する。 | | 勤怠管理システムの打刻記録 | | 毎週指定曜日に苦情処理委員が裁量労働相談窓口を設け、裁量労働制の運用、評価制度および賃金制度等の処遇制度全般の苦情を扱う。委員は本人のプライバシーに配慮した上で総務部に報告し、総務部はその報告に対し適切な措置を講ずる。 | |
| ② | 情報処理システムの分析、設計の業務。 | １２名 | ８時間 | ８時間 |
| 対象業務の遂行の手段および時間配分の決定等に関し、当該対象業務に従事する労働者に対し使用者が具体的な指示をしないことについての協定の有無 | | | | | | | | | | 有・無 |
| 労働者の同意を得なければならないこと及び同意をしなかった労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないことについての協定の有無 | | | | | | | | | | 有・無 |
| 同意の撤回に関する手続 | | | | 申出先：総務部　　申出方法：書面または電子メール | | | | | | |
| 労働者の労働時間の状況ならびに労働者の健康および福祉を確保するための措置の実施状況、労働者からの苦情の処理に関する措置の実施状況ならびに同意およびその撤回に関する労働者ごとの記録を協定の有効期間中および当該有効期間の満了後３年間保存することについての協定の有無 | | | | | | | | | | 有・無 |
| 時間外労働に関する協定の届出年月日 | | | ○○○○年○月○日 | | | | | | | |

協定の成立年月日 ○○○○年○月○日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の 　　　 　職　名 　○○○○

氏　名 　○○○○

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法　　（ 　　回覧による信任　　　）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☑（チェックボックスに要チェック）

　上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第２号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☑（チェックボックスに要チェック）

○○○○年○月○日 　　使用者 職　名 　代表取締役

氏　名 　○○○○

＿＿＿＿＿労働基準監督署長　　殿